## 県北広域振興局長告示第7号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 令和 5 年 3 月17日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

位 置	延長(メートル)	幅員(メートル)	指定年月日
久慈市寺里第28地割41番8の一部、48番1、48番12、	81. 87	4.00~6.00	令和5年2月20日
122番の一部及び131番の一部			

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。